

佐賀県告示第202号

宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引主任者証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の指定（昭和56年佐賀県告示第89号）の一部を次のように改正する。

平成26年5月30日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>宅地建物取引業法第18条第1項の規定に基づき佐賀県知事の登録を受けている者で宅地建物取引主任者証の交付を受けようとするものが受講しなければならない講習は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 <u>社団法人佐賀県宅地建物取引業協会（昭和35年3月16日に社団法人佐賀県宅地建物取引業協会という名称で設立された法人をいう。）</u>が、宅地建物取引業法第22条の2第2項及び第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の講習として実施する講習</p> <p>2 略</p>	<p>宅地建物取引業法第18条第1項の規定に基づき佐賀県知事の登録を受けている者で宅地建物取引主任者証の交付を受けようとするものが受講しなければならない講習は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 <u>一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会</u>が、宅地建物取引業法第22条の2第2項及び第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の講習として実施する講習</p> <p>2 略</p>